

第四十四回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会公聴会議録 第一二号

昭和三十七年四月十日(火曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

- 委員長 加藤常太郎君
- 委員 理事青木 正君 理事藤田 弘作君
- 理事高橋 英吉君 理事竹山祐太郎君
- 理事丹羽喬四郎君 理事島上善五郎君
- 理事 和君

出席政府委員

- 荒船清十郎君 内田 常雄君
- 飯谷 忠男君 藤原 雄次君
- 首藤 新八君 中垣 國男君
- 林 博君 福永 一臣君
- 太田 一夫君 小林 進君
- 堀 昌雄君 山中日露史君
- 山花 秀雄君 井堀 繁男君

出席公述人

- 京都大学教授 大石 義雄君
- マッククラブ代表 鶴田 勝子君
- 東京都副知事 鈴木 俊一君
- 日之出汽船株式
会社取締役社長 藤堂 太郎君
- 中立労働組合連
絡会議事務局長 柳沢 鍊造君
- 香川県議會議員 今沢義三郎君
- 自治事務官 家 平林たい子君
- 自治事務官 (選挙局長) 中村 啓二君

本日の公聴会で意見を聞いた案件
公職選挙法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇八号)

○加藤委員長 これより会議を開きま
す。

昨日に引き続き、内閣提出の公職選
挙法等の一部を改正する法律案につ
て公聴会を開きます。

この際、公述人各位に一言ごあいさ
つを申し上げます。

本日は御多用中のところ、本委員会
のため公述人として御出席を賜わり、
まことにありがとうございます。
申すまでもなく、本案は公職選挙法
等の全般に及ぶ大改正を行なおうとす
るものでございまして、一般的関心及び
目的を有する重要な法律案でございま
すので、広く学識経験を有せられる方
方の御意見を拝聴し、もって本委員会
の審査の参考に供したいと存じ、昨日
に引き続き公聴会を開会する次第でご
ざいます。

公述人各位にはそれぞれのお立場か
ら忌憚のない御意見を御開陳下さりま
すれば幸甚に存する次第でございます。
議事の進め方についてでございますが、
公述人お一人につき大体二十分以
内で順次御意見の御開陳をお願いし、
そのあと委員の質疑に答えていただき
たいと存じます。

それでは、ただいまより公職選挙法
等の一部を改正する法律案について、
各公述人より御意見の御開陳を願うこ
とといたします。なお、島上善五郎君
外二名提出の修正案につきましても、
御意見があらますればお述べいただき
たいと存じます。

それでは、まず、京都大学教授大石
義雄君より御意見の御開陳をお願い
いたします。大石義雄君。

○大石公述人 公職選挙法の改正につ
いて所見を申し上げます。

公職選挙法は民主主義政治の技術的
基本法であります。民主主義政治と申
しまして、国民主権の民主主義政治も
あれば、君主主権の民主主義政治も
あります。しかし、そのどちらにいたし
ましても、言論の自由と投票の自由が
確保されていることがその生命線であ
ります。そのうち投票の自由は、議會
制民主主義を建前とする憲法では、議
員の選挙の自由という形で表示される
こととなります。もちろん、選挙の自
由ということとは、別の言葉で言えは、
自由な国民の自由な選挙ということに
ありまして、これを国家権力との関係
から言えは、選挙は国家権力を作る法
的力でありまして、国家権力から自
由に行なわれるということが建前であ
ればなりません。でありますから、
国家権力の発現形式としての法の制約
からなるべく自由な形で行なわれる
のが建前ではないかと思われま
す。この意味におきまして、自由な国
民の自由な選挙ということとは、選挙と
いうものの生命線でありまして、もち
ろん、だからといって、選挙は公正でな
くともよいというのではありませ
ん。選挙はもちろん公正でなければなり
ません。しかしながら、公正に重きを置
く之余り自由な国民の自由な選挙を妨
げるようになっては、角をためて牛を
殺すことになるということでありま

す。自由な国民の自由な選挙の国家権
力による取り締まりは、必要最小限度
にとどめなければならないということ
であります。

それでは、選挙の公正をはかる積極
的な方法は何であるかということにな
りますが、それは民主主義政治下の困
民の政治意識の向上発達に待たなけれ
ばならないということでありまして、こ
の国民の政治意識の向上発達をはかる
方法は、政治教育の問題であり、ま
た、国民自身の政治的自覚の問題であ
ると思っております。これを要するに、選挙
の公正をはかるにはどうしたらよいか
という問題は、政治道徳の問題であ
り、国家権力すなわち法による取り締
まりの問題ではないのであります。正
常な民主主義政治を望むならば、まず
このことを理解することが出発点であ
らうと思っております。このことを理解しな
いで、選挙する者も選挙される者も、
これを法で厳重に取り締まらなければ
選挙の公正は望まれないと考えること
は、それが善意にせよ悪意にせよ、そ
れは民主主義政治の否定であります。
国民は神様ではありません。しかし、
国民の政治意識はたゞ不十分なもの
であるにせよ、その不十分な国民の政
治意識を基礎として政治が行なわれる
ことに満足するのが民主主義政治とい
うものの本体なのであります。その不
十分な国民意識の向上発達は、政治教
育の力と国民の政治的自覚に待つとい
うのが民主主義政治というものの考え
方なのであります。このあるがままの不
十分な国民意識の存在を無視して正義

を主張するようでは、そこには民主主
義政治は成立しないのであります。

このことを頭に置きまして、公職選
挙法改正の原案、修正案、選挙制度審
議会の答申案について、率直に所見を
申し上げます。

第一に、連座制強化の問題について
申し上げます。連座制というものの本
質は、行為者以外の人に責任を帰せし
めるという点にあります。しかしなが
ら、これは責任というものの性質に反
することでありまして、なぜかと申せ
ば、責任というものは、行為の非難が
その本質でありますから、責任は行
為者その人に帰せしめられる性質のも
のだからであります。今日の刑法を見
ましても、殺人、強盗、強姦、強迫、
暴行といったような凶悪犯罪について
さえも連座制などは認められていませ
ん。それは、連座制というものは、行
為者以外の者に責任を帰せしめるとい
うことは近代法の精神に反し、野蛮な制
度だからであります。まして、現憲法
は個人の尊重を建前とする憲法であり
ますから、連座制の強化のごときは
憲法の根本精神に反するものといわ
なければなりません。

そこで今、選挙制度審議会の答申案
と原案と修正案を見ますに、答申案

が連座制強化の線が一番はつきりして
います。原案と修正案は、さすがに当
事者間に意思を通じている場合を要件
として連座制を強化しようとしてお
ります。しかしながら、原案と修正案
は連座制の強化をねらっているとし
ましても、私に言わせればこれは本来
の連座制ではありません。当時者間に
意思を通じている場合は共犯関係にあ
るのでありますから、責任の本質に反
するものではないからであります。こ
の点、選挙制度審議会の答申案にな
りますと、当時者間に意思を通じてな
くとも連座責任を問われるというので
ありますから、答申案は文字通り連座制
の強化になってるのであり、現憲法
の個人尊重の根本精神に反するもの
といわなければなりません。原案及び
修正案がこれに變更を加え、意思を通
じている場合だけを問題にしているの
は当然のことであると思ひます。答申
案のよりのものがまんできないのは
当然のことです。そこで、原案と修正
案を比較してみますに、両者の違い
は、親族といつても同居の親族に限る
かいなかの点です。私は選挙の自由を
なるべく尊重すべしという考えであり
ますから、責任を問う範囲が狭いほど
望ましいと考へるのであります。か
ら、原案をとります。もちろん理想か
らいえば、同居の親族を問題とするこ
とも、しない方が一番私は望ましいと
思ひます。これは、親族だろつとなか
らうと、個人の尊重が現憲法の根本精
神だからであります。そこで、三案の
うちどれかをとらなければならぬとい
うならば、私は原案をとります。こ
の意味において私は原案に賛成するも
のであります。これが第一点。

第二は、特定の公務員の職にあつた
者の立候補制限の問題であります。選
挙制度審議会の答申案及び修正案は、
ともに特定の公務員の職にあつた者の
立候補制限を目的としております。し
かしながら、私見によれば、それは現
憲法の定め九国民の政治的平等の原則
に反するのではないと思ひます。な
ぜか。かつて公務員であつた者であり
まして、やめてしまへば他の国民と
同じ国民の一人であります。それを、
かつて公務員であつたからとて政治的
に他の国民から差別することは、明ら
かに国民の政治的平等の原則に反する
からであります。まして、特定の公務
員の職にあつた者は、すべて必ず悪い
ことをするものだと考へてかかること
は独断であらうと思ひます。中には悪
いことをする者があるかもしれませ
ん。しかしながら、悪いことをしない
者もあり得ると思ひます。そうだとす
れば、疑いある場合は罰しないという
原則からいつても、特定の公務員の職
にあつたというただそれだけの理由
で、他の国民から政治的差別をされる
ような制度を設けることは不当だとい
わなければなりません。それで、私は
答申案及び修正案の両案ともに賛成で
きます。

ところで、原案を見ますと、特定
の公務員の職にあつた者の立候補制限
をやめて、公務員の地位利用の政治活
動禁止の事を定めております。これ
ならば憲法の定め九国民の政治的平等の
原則に反することなく、性質上しご
く当然のことであり得ます。なぜか。憲
法上公務員は国民全体の奉仕者として
行動すべき地位に立たされてはいるので
ありますから、一般国民とは違つて、一
党一派のために行動することは、憲
法の定め九国民の地位に反するから
であります。そういうことのないよう
に、国家が法律で公務員の政治活動を
制約することは当然のことでありま
す。だから、私は原案にこの点全面的
に賛成するものであります。

第三は、政治資金規正の問題であり
ます。選挙制度審議会の答申案も修正
案も、ともに政党などは、選挙に関し
てのほかに一般政治資金としても、固ま
たは公共団体と特別関係がある会社ま
たは法人から寄付を受けることを禁止
しておりましたが、私見によれば、そ
れは行き過ぎではないと思ひます。
公職選挙法は選挙取り締まり法規であ
りますから、政治資金について公職
選挙法をどうするかの問題は、選挙に
関する場合を前提すべきものでありま
す。一般政治資金をどうするかの問題
は、政治資金規正法に関する問題であ
ります。しかしながら、私は、政治資
金規正法で政治資金を厳重に取り締ま
るべきであるというのではありませ
ん。政治資金の規正も必要最小限度に
とどめなければならぬというのが、
私の根本の建前であり得ます。民主主義
政治は、自由な国民の自由な政治活動
を基礎として行なわれなければならぬ
ものだからであります。国民の政治
活動は、あるいは個人の政治活動とし
て、あるいは二人以上の団体の政治活
動として現われるものであります。そ
の活動は、あるいは言論、出版を通じ
て、あるいは資金の提供というよりの
形を通じて現われます。私有財産制を
認め憲法下においては当然のことであ
ります。だから、国家や公共団体な
どと特別関係のある会社、法人だから
とて、資金の提供は全面的に禁止され
るといふことは、国民の政治活動の重

大なる制限をなすものとなります。原
案は、公職選挙法の改正においても、選
挙に關してのみ資金の提供を禁止して
いるが、他の二案との比較において穩
当であらうと思ひます。そこで、三案
のうちどちらかをとらなければならぬ
ものと思へば、私は原案をとります。
しかし、原案も、政治資金規正法の改
正において無届の政党その他の団体が
寄付を受けることを一切禁止してお
りますから、私の意見によればこれは
行き過ぎであらうと思ひます。なぜか
ならば、結社は自然発生的なもので
す。憲法は国民に結社の自由を保障し
ておられます。結社の自由を認めるとい
うことは、これは政治結社についてい
えば、公共の福祉に反することできえな
ければ何をどういう方法で行なおうと
自由だということですから。政治資金の提
供を受けることそのことが公共の福祉
に反するといふようなことは考へられ
ないことであると思ひます。であります
から、この点に關する限り私は原案にも
賛成しかねるものであります。

これを要するに、選挙制度はいかに
あるべきかについてまず考へなければ
ならないことは、選挙とは自由な国民
の自由な選挙でなければならぬとい
うことであると思ひます。政治の腐敗墮落は、
国民の政治的自覚に待つべき政治道徳
の問題だといふことであると思ひます。これ
を無視して、国家権力、従つて法によ
る厳重な規制を重視して選挙の公正を
はからうとするのは、選挙を指導者選
挙たらしめるおそれがあります。選挙
はこわいものであつてはなりません。
自由な国民の自由な選挙でなければな
りません。それがいけないといふので
あれば、民主主義政治そのものをやめ
るほかはないと思ひます。これが私の
選挙制度に關する根本見地でありま
す。終わり。(拍手)

○加藤委員長 次に、マククラブ代表
鶴田勝子君の御意見の御開陳をお願い
いたします。鶴田勝子君。

○鶴田公述人 私は単なる家庭の主婦
でございます。ほんとうに家庭の
主婦の立場から選挙法の改正に關して
の公述をいたさせていただきます。と存
じます。

私は終戦後幾たびか選挙を経験して
参りましたが、そのたびに公明選挙運
動といふものに携わりました。ま
た、私たちの方のマククラブにおきま
しても、大切な私たちの一票の行使に
つきましてとか、また棄権をしないよ
うにとか、あるいは候補者をどうい
ふうにして選んだらいいかといふよ
うなことの啓発に力を尽くして参つて
おります。これもひとへに、正しいけれ
いな選挙こそ私たち民主主義の心臓部
じゃないかと考へるからでございます。

しかし、いろいろな団体で、それぞ
れに、りっぱな選挙が行なわれるよう
にと皆さん努力はしておられますが、
それにもかかわりませず、事實は、選
挙がたび重なるごとに腐敗の一途をた
どつていくと思われぬのでござ
います。私たちの想像もつかないよう
な大金がばらまかれました。ただ当
選したいといふその一心だけで、問
違つていくことも平気でしながら選挙
運動をなさるというふうなありさまで
ございます。また、投票日の前日く
らいになつて盛んに一票を買ひ歩くと
いふような状態も、私たちがたび選挙
のときに実情を見て知つてはいるのでござ
います。先日、私の住んでおります区

で、都議の補欠選挙がございました。そのときにも非常に有権者の関心が薄らうございまして、投票率が三二・二％という非常に低調さを示しております。これにはいろいろと理由もございまして、やはりけれども、棄権したある私の一人のお友だちが申しております。選挙なんて興味ないわ、当選してしまえばみんな同じように自分の一票のために、少しでもその一票はしさに動くだけじゃないかしら、わざわざ投票所まで行って投票するのも最近うんざりしてしまつて、というよりな言葉を聞いて、とても私情けないことじゃないかと考えました。こんなことでは棄権をした方がむしろ正しいのではないかなんというよりな意見も出るはずだと私考えます。不正な選挙はそれ自身よくないことでありませうけれども、それがあたりまえのことになつて、選挙とはこういうものなのだと、一つのムードを作ることが、私は一番おそろしいことではないかと考えます。もうすでにそうなつていられるような気がいたします。困作りの基礎となる選挙が腐つていて、何の民主主義ぞと申さずにはいられないような気がいたします。もちろん、選挙民の自覚に待つはかはあります。選挙民の無自覚は、もつと重大なことだと考えます。

肅正し、民主政治が健全に行なわれるようにとのお考えから、選挙制度審議会を設置されまして、選挙法の改正に關する答申が提出されております。その答申を拝見いたしました。何だかまだ手ぬるいような感じが私いたしておるのでございまして、連座制の強化や政治資金の規正、また高級公務員の立候補制限などは大きな進歩があると思ひました。この程度でしたらきつと政府もそのまま議院に提出なさるだろうと大いに期待していたのでございまして、政府は与党の意見を入れて、全く骨抜きにされた状態でございまして、私たちは政府に期待するところが大きかつただけに、一体政府はほんとうに危機にある民主主義を守らねばならないのだらうかという気がいたしました。先日判決のあつた与党議員の大きな選挙違反が新聞に出ておりましたけれども、最後は結局執行猶予でさつと片づいてしまつたというふうで、何だか私割り切れない気がいたしました。これは、政治ばかりか、裁判にさえ信頼を失つてしまつたのではないかと考えさせられました。候補者自身が、違反を全然知らぬ顔で過ごせるでせうか。私どもの家庭婦人から考えました常識では、とうてい理解に苦しむのでございまして。事務長や会計責任者、それから妻や子供でも、悪質な違反を犯せば候補者自身が責任を負うべきで、議員を辞退されるのが当然ではないでせうか。候補者自身のための選挙でございまして、それに携わつていられるところの妻や父母や子供から悪質の違反者を出して、御本人は平気で議席を持つていられるという、そういうふうなお気持は何だかとても理解できないような気がいたします。せん

だつて鮎川義介さんが、むすこさんの違反にいきさよく議員をおやめになつた、これは大へん良心的で、非常に私にけつこうだつたと存じます。私どもは、裁判中はその期間議員としての資格を一時停止していただいて、その裁決を待つべきだと考えられます。それから、近親者の違反を特に重く見ることに對しまして、それは民主的でなく封建關係を承認するものなどというお考えから、修正が行なわれようとしたと伺つておりますけれども、大へん何だか御都合のいい言ひのものがございまして。民主主義のもとでありまして、近親者はやはり近親者でございまして。それは単純明白な事実でございまして。ただ、それが選挙に關して、公のことに私事を混同して、近親者である候補者のために悪質な違反を犯すという、そういう封建的な行為こそ民主憲法の精神に反するものといふべきで、特にきびしく罰せられてもいいことじゃないかと考えます。

次に、政治資金の問題でございまして。これは、年ごとに選挙費用がかさばり過ぎて、そのとどまるどころを知らずという状態でございまして。二、三日前でございまして、この勉強いたしましたために切り抜いておきました。新聞で拝見しまして、この勉強いたしましたけれども、こういふ記事を私読みました。ある地方の自民党公認の新人の参議院議員候補に最近党から一回分として千七百円が届いたと。さらさらのことと七、八千円程度を党から渡すことになつていられるらしい。これは党内派閥の親分からではない。党費から半分は公然と支出されるものだ。親

し、候補者自身の資金も加わるわけである。いま国会では公選法の改正で、審議会の答申を無視したとか、骨抜きしたとか、いや学者どもに選挙がわかつてたまるか、などと議論がたかたかされていまして、その真偽のほどは私存して置かなくても、こんな話が出るというよりなことから、結局私たちが家庭のかかっているのだというとはどなたもお認めになれると思ひます。そうして莫大な選挙資金で当選した議員さんたちが、必ずその跡始末をしなければならぬのだらうと思ひますが、政治資金の寄付はやはり選挙資金とはつきり別をつけていた方がいいと存じます。新聞によつて書き立てられ、選挙民に失望を与える政界の風俗、汚職がこういふところに根源を究つて、真の民主政治を確立する土台はきれいな選挙にあるなど何だか申せないのではありませんか。こうした金力による選挙によりまして、困のこと、国民のことを心から考え、心身を打ち込んで働いて下さる議員さん方が選出されるはずはないと存じます。せんだつて大野副総裁は、選挙をやつたことのないしろうとと理想家だから困るといふようなことをおっしゃられていたし、私の申し上げることは全くしろうとの常識でございまして。しかし、選挙の肅正とは、常識でなくてはほかに考えられないような気がいたします。大政友の副総裁のこんな非常識が許されたいものでございませうか。そういう点で、私も何だか解せないような気がいたしております。私たちは、そういう非常識に右左されることなく、

政府が国民の常識に従つて善処して下さることをぜひお願いいたしたいと存じます。終わりに、私、こういふことを考えたので、つけ加えたいと存じます。選挙制度審議会の答申は、選挙運動が政党の政策で戦われる選挙運動であるべきだとのお考えに基づいていられるのでございまして、その点、私は政府案の提案理由説明の方がもつとはっきりしていると思ひます。政府案の説明にこう書いてございまして。「現在の選挙運動は個人本位の建前になつておりますが、政党政治の根本からしても、また選挙の公明化を期するためにも、これを政党本位の選挙運動の方向に進めたいと存じます。」とありまして、私どもも大へんけつこうなことで存じております。それについて、私はこんな意見のあつたことを思ひ出します。それは選挙を政策で戦われるようにするための妙案なのでございまして。このことはお金もかかりませぬし、買収、供応なんかも非常にやりにくくなるし、事前運動や情実、因縁に縛られることもほとんどないという妙案じゃないかと私思ひますのでございまして。しかし、残念なことには、このようなことを申しましたというよりなふりに、非常に実現はむずかしいことだと存じます。前ふればさておきまして、妙案と申しますのは、まことに簡単でございまして、それは主として衆議院選挙の場合でございまして。候補者はその出身地から立候補できなくするという方法でございまして。候補者は公示後、くじ引きで自分の出身地以外のかの選挙区をきめられるというわけではございませぬ。

す。これなら選挙の国営もできますし、政党本位の選挙運動になることは確かだと存じますけれども、これはまず実現は望めないことでしょう。ずいぶんとついな意見のようでございますけれども、実は政党本位の選挙として当然考えられなければならない比例代表制の方がはるかに妙案だと存じます。

私どもは、次第に何ですか、悪化して参るばかりと思われような選挙の実情を、ほんとうに家庭の中から見まして、そして考えまして、少しでもよければそれで満足すべきだというようなことであつてはならないと存じます。私どもは、この際、政府・与党が答申を忠実に守って下さいませただけでなく、それをこえて思い切つた前進をして下さることを願つてやまないのでございます。保守党もときに私どもを驚かすようなことをしていただきたいと、私お願いをいたす次第でございます。

以上で私の公述を終わります。(拍手)

○加藤委員長 次に、東京都副知事鈴木俊一君の御意見の御開陳をお願いいたします。鈴木俊一君。

○鈴木公述人 私は政府の原案を拝見いたしました。また、送っていただきました社会党の修正案あるいは選挙制度審議会の答申を拝見いたしました。いろいろ問題点はございますけれども、私はやはりこの際政府案をぜひ成立させていただきたい、こういう気持ちで以下数点について申し上げたいと存ずるのでございます。

〔委員長退席、青木委員長代理着席〕

まず第一点でございます。私は、ただいまもちょっとお話が出ましたが、今日の選挙の制度が個人本位、候補者本位の選挙制度ということになっており、一切の選挙運動の責任はあげて候補者に帰属すると申してもいいくらいに、いわば政党の地位というものが選挙運動においては非常に少なくなつておると思つてございます。個人と個人との争ひという事になりますと、同じ党派の中でも同士打ちというやうな問題が起こりますし、また、選挙運動そのものが非常に激烈にならざるを得ない。そういう意味におきまして、選挙運動をさらに緩和し、ルールに従つてこれが行ない得るようになつた方がいいと思つております。

ただ政党本位の建前を、あるいは投票の方法において、あるいはもつと根本的には選挙区制、代表制度のもとに取り入れる必要があるのではないだろうかというふうに思つてございます。今回の政府提案の改正案におきましては、その点においてさういふ方向に、少しはございませけれども、とにかく数歩を進めた点があると思つてございまして、私はこの点において原案に大いに賛成をいたすものでございませ。

申すまでもなく、私かつて選挙事務の管理をする立場におりましたときに最も困りましたことは、政党は選挙活動ができない、政治活動ができるという点であります。政党が出すポスターには候補者の具体的な氏名を書いてこれを訴えることはできない、政策の周知宣伝しかできないというやうなことで、具体的ポスターが、はたしてこれが政党の政治活動の範囲をこえておるかどうか、選挙活動になればこ

れは違法であるというやうなことで、何回となく実は具体例で悩まされた経験があるのでございます。今回はその点を思い切つて、政党の政治活動に使用ポスターには候補者の氏名を公示してもかまわぬ、選挙運動に及んでおきまわぬというふうな割り切つておられますから、さういふ点では確かに実際上から出た非常に現実的に即した改正案であると思つてございませ。また、選挙の演説も政党が一定の限界においてできるというやうになり、方向に一步を進めたものとして私は賛意を表したいと思つてございませ。

次に、第二の点でございます。先ほど大石先生のお話にもございましたが、私も選挙の中心はやはり言論戦、文書戦が根本でなければならぬと思つております。どの候補者の方も供応とか接待とかいうやうなことはおやりになりたくないだらうと思つてございませけれども、やむを得ずやっておられるというのが今日の選挙界の実情ではないかと私は思つてございませ。でございますから、選挙法においてはやはり言論、文書を中心にして、なにかんぞ言論を中心にした選挙運動の自由を確保するというのが最も基本でなければならぬと思つてございませ。ところが、現行法におきましては、いろいろ累積の結果といたしまして非常に窮屈なものになっておるといふのは、これはもうだれが見てもあるであらうと思つてございませ。さういふ意味から思つて、今回たとえは選挙運動期間前におきましても、事前運動としての演説会を開催することができるといふことには、事前に選挙運動をやることのできる、さういふ点は確か

に私は数歩を進めた改善であると思つてございませ。また、無料はがきをふやしたり、いろいろ文書戦の方にも配慮をしておられるようでございます。私はやはりさういふ方面にはむしろできるだけ金を使つて、接待とかいろいろな行事について、心ならずもいろいろな処理をしなければならぬというやうなことがなくて済むやうにいたすべきものであらう、私はさう思つてございませ。そして、さういふ点から私は今回の改正案に賛意を表するものでございませ。

第三点は、今申し上げたことにも若干関連いたしますが、要するに金のかからない選挙にするということが必要であらうと思つてございませ。その意味で、今回選挙公営を広げて、投票所に少なくとも一つはポスターの公営の掲示場を作る、さういふふうになされたことは、確かにこれは私進歩であらうと思つてございませ。また、新聞広告を増したりいたしておられるわけでございます。さういふやうな点は選挙公営の徹底というところで私はけっこうなことと思つてございませ。また、金のかからない選挙にするための一つの手段として、さつきも申し上げましたが、後援団体がそれぞれあるわけでございますが、これも実際上の選挙戦においては必要なものであることは私も十分認めるつもりでございますが、しかし、競争的にこれは次から次へとその範囲が拡大をしてきておるのが実際ではないかと思つてございませ。さういふ見地から、後援団体に対する寄付でありますとか、あるいは後援団体からの寄付でありますとか、あるいは後援団体の集

会なり行事なりの際における接待等を禁止、制限するという点は、確かに金のかからないよりの点はあるものの一つの手段として、これも私は適切な改正の一つであらうと思つてございませ。また、法定費用につきましても、今回は領収証の写し等を添えるように改正しようという案のようでございますが、この点ももしこれがほんとうに励行されることになりましたら、これは相当の規制にならうかと思つてございませ。これは選挙運動費用の超過の訴訟との関連において、私はやはり相当金のかかることを防ぐ効果があるというふうにも思つてございませ。そして、もしもさらに今回企てておられるように、労働者等に対する実費弁償あるいは報酬等を現実に即したものにしようという点にいたしまして、法定の選挙運動費用というものが実際の選挙運動の費用に非常に近づいてくるということになりますならば、従来法定費用の超過というやうなことは、言へばきいものであらうと思つてございませ。さういふ点が相当に直つてくるのではないかと私は思つてございませ。とかく選挙に関する規定というものは守ることができない規定である、あるいは取り締まることができない規定である、というのが実際のよりに思われま

す。私は選挙の規定というものは、できるだけ守りやすい規定にする、また罰則もできるだけ取り締まり得る罰則にする、さういふことがむしろほんとうに選挙界を肅正する根本の要件だと思つてございませ。さういふ意味からいたしまして、私は今回の法定費用について改正を加えられた点は確かに

会なり行事なりの際における接待等を禁止、制限するという点は、確かに金のかからないよりの点はあるものの一つの手段として、これも私は適切な改正の一つであらうと思つてございませ。また、法定費用につきましても、今回は領収証の写し等を添えるように改正しようという案のようでございますが、この点ももしこれがほんとうに励行されることになりましたら、これは相当の規制にならうかと思つてございませ。これは選挙運動費用の超過の訴訟との関連において、私はやはり相当金のかかることを防ぐ効果があるというふうにも思つてございませ。そして、もしもさらに今回企てておられるように、労働者等に対する実費弁償あるいは報酬等を現実に即したものにしようという点にいたしまして、法定の選挙運動費用というものが実際の選挙運動の費用に非常に近づいてくるということになりますならば、従来法定費用の超過というやうなことは、言へばきいものであらうと思つてございませ。さういふ点が相当に直つてくるのではないかと私は思つてございませ。とかく選挙に関する規定というものは守ることができない規定である、あるいは取り締まることができない規定である、というのが実際のよりに思われま

一つの卓見であろうと思ふのであります。

第四点は、腐敗行為の肅正の關係の問題で、先ほど来いろいろお話のごさいます。私は罰則の強化の点でございませぬ。私は罰則の強化に反対をするものではございませぬが、それと同時に、あるいはむしろその前提として、やはり取り締まり得る罰則にして、その罰則に触れた者はむしろ例外なく取り締まるという方向に行く方がほんとうの肅正に値するのではないかと思ふのであります。たまたま法に触れたような人について、それが非常に厳罰に処せられる、一罰百威という効果はなるほどあるかもしれないが、しかし、免れる方が多いということでありまして、私はやはりそこに検討を要する点があるのではないかと思ふのであります。そういう気持を私は持つております。

今回の罰則の強化の点について、第一に連座制を強化された。これは私はまあけっこうなことであると思ふのであります。従来総括主宰者あるいは出納責任者が連座制の対象でございませぬが、そのほかにさらに地区の主宰者あるいは事実上の出納責任者まで範囲を及ぼし、さらに親族までこれを及ぼしてきておるといふ点は、連座制の強化という点だけから見れば、これは確かに肅正に効果があらうかと思ひます。しかしながら、その中で特に問題にされておりますのは、今の親族の關係のことのようでございます。しかし、これは今回改正されようとしておる案の中の一つの対象であつて、地区主宰者あるいは事実上の出納責任者が連座制の対象になつておるといふことは、やはりそれだけで一つの大きな

改正であらうと思ふのであります。そのうちの一つの、親族について非常に議論が集中いたしておられますけれども、この親族の人たちでありますけれども、あるいは事実上の出納の責任者である、あるいは今までの総括主宰者、あるいは出納責任者でありますならば、これは当然に連座制の対象になつておるわけでございます。それで、さうでなければ、これは親族についてだけの問題が今回新しく加つたものと私は思ふのであります。そういう点から考えますと、連座制については、さつき大石先生のお話もございましたが、現在の憲法の基本原則から申して根本的に法理論的にはいろいろ問題があらうかと思ひますので、これはむしろ認める必要があるという点の着眼が私は当然であらうと思ふのであります。去る三月に最高裁判所のこの点についての何か判例があつて、連座制は合憲である、という判例があつたやうでございます。それを拜見しましたが、相当数の違反による投票があるというやうなことが大理由の中に触れてあります。相当数というところが、わずかの票のたみに全体のそのものに対する投票が無効になつてしまふというところは、その点からもよほどこれは慎重に考へていかなければならぬわけでございます。それから、さういふやうな点から、この点については慎重に検討をする必要があらうかと思ひます。意思を通ずるといふやうなことは、これはもう当然の要件でありまして、もちろん論ずる余地はないと思ふのでございませぬ。まあよく問題にされておりますのは、執行猶予の適用を受けるやうなもの

のが全部抜けてしまふのはゆる過ぎるというやうなお話がございませぬけれども、なるほどさういふふうに見る見方もあらうかと思ひますが、まあ非常に例外中の例外でありますから、特に要件を厳重にして、だれもそれならば文句が出ないという範囲に限定をしたという意味においてこれも一つの案であらうかと思ひます。

それから、第五点でございますが、政治資金の規正であります。政治資金の規正につきましても、考も政党が健全に成長されるためには、何らかの資金源が確保されていなければならぬと思ふのであります。その資金源をどうするか。たとえばは会員制といひますか、党員制をさらに徹底していき、あるいは政策賛同者からの寄付をさらに徹底していくというやうなことに基つて、政党が真に個人によつていふやうな法人からの基礎づけでなく、個人々々が真に自己の自由な意思に基ついてどの政党を支持するかというやうなことになることが、私はやはり本然の姿であらうと思ふのでございませぬ。そういう意味から、選挙制度審議会の答申において、法人、団体等の寄付の制限を将来考へなければならぬが、とりあえず補助金を受けておるやうなところは制限すべきだといふやうなことに言われておるやうでございます。私も着眼はさういふ着眼でやつてしかるべきかと思ふのであります。しかし、一方の道を閉ぢすならば、他方の合理的な道を同時に考へていかなければならぬわけでございます。今日この段階においてまださういふことが一番直接的な關係のある選挙について

だけこの資金の規正をいたすというところは、やはり段階的な一つの方法、行き方ではないかと思ふのであります。

次に、第六点といたしまして、高級公務員の問題でございます。これにつきましてはかねてからいろいろ御議論のありました問題と思ひます。社会党の修正案で全国の参議院議員についてだけ具体的に範囲を定めて制限をしよう、さういふ案が出ておるのを拜見いたしました。私は、この問題につきましても、もし合理的にこの限界の範囲がきめられますならば、さういふこともいいかと思ふのであります。しかし、これは立法技術上非常にむずかしいと思ふのであります。まず、選挙の範囲を一体参議院の全国区だけにしよう、これが適當であるかどうかという問題がございませぬ。参議院は非常に投票が累積して、まさに全国的な組織を形成したやうな姿で八十万、九十万の票を集めるといわれますが、同時に衆議院の選挙区におきましても、十何万という票を集めることも考へられるわけでございます。参議院全国区の場合に、何千万という有効投票の中から八十万、九十万の票が累積すること、比率から申しますならば衆議院の累積の場合とさう大きな違いがないやうにも思われるのでございませぬ。

〔青木委員長代理退席、委員長着席〕
さうなつて参りますと、選挙の範囲を全国区だけに限定することはどうかというやうな反論も出てくると思ふのでございませぬ。むしろこれは全国区制を自體に問題があるのではないかと考へられるわけでございます。また、それならば一定の範囲の公務員に制限をするといつたとしても、その期間

が、一年がいいか、二年がいいか、あるいは三年がいいかということも非常に問題がございませぬ。また、退職後のどのくらいの期間を制限するかというやうなことも非常に問題があらうと思ふのでございませぬ。私はこの規定は立法技術上非常に困難であると思ふのであります。憲法論はさておきまして、その点で非常に問題がある。政府がこの点について公務員上の地位を利用するということ、それを不法に利用するものを押えるというやうな形にいたしましたのは、選挙制度審議会にいたしたもので、要するに実を生かすという趣旨をとつて、私には、必要に應ずる案ではないかと思ふのでございませぬ。さういふと教育者が児童生徒を通じて選挙運動をやるといふ害がございませぬので、その際に、具体的に害のあつた範囲というよりも、むしろおおよそ教育者という形で教育者の地位利用の犯罪を抑えておるといふのと同じやうに考へて、公務員の上を問わず、一般職と特別職とを問わず制限をするということが、むしろこれは實際上の必要に應ずるものと思ふのでございませぬ。

非常に大ざっぱに申し上げました。私の率直な考へは以上のようなこととございませぬ。選挙制度審議会の非常に関心な答申のうちの一つは、大半が今回の政府案には取り入れられておるわけでございます。従来いろいろ選挙制度調査会あるいは選挙制度審議会というやうな選挙に関する審議機関が、戦前、戦中、戦後を通じていろいろできましたが、その答申がどの程度実現されておるかということ、これをいろいろ考へてみますと、今回の政府案は非常に、実は一〇〇%に近い

た方の野放し論にお前はどうか思うかといえ、私は野放し論に非常に近い考え方を持つておられます。しかも、それは将来をうめあれるというのではなく、今日においてもなるべく国民の自由な選挙をやらせるのがいい、だからこれから公職選挙法を改正するに際してもぜひそうあっていただきたい、こういう考えの方なのであります。

○島上委員 そういたしますと、今度の政府案も、たとえば連座制については強化の方向をとっております。私は強化の方向の上からいえば、強化の方向は見せかけであって、強化でないと思わなければなりません、少くとも、もの考え方としては強化しよという方向だ。連座の対象を拡大したり、強化の方向をとっております。それから、後援会の寄付についても、これはかなりきびしく制限をしております。それから、政治資金規正法についても若干の規正の対象をふやしております。これもまた規正を強化しようという考えなんです。ただ、肝心なところが骨抜きになっておるために、その強化の実が上らないという点で私も不満でありますから、もっと実の上の修正案を出しておるわけです。こういう政治資金の規正にしまして、後援会の寄付にしまして、連座制にしまして、強化の方向をとっております。それは、そうしますと、あなたの考えからすると、緩和の方向をとるべきだ、現在の法律をむしろ緩和すべきだ、こういうお考えでよろしいか。

○大石公述人 お答えいたします。このことは私が報告の中でも述べたと思うのですが、三案のうちどれかを今必ずとらなければならぬとすると原案をとる、こう申し上げたのです。私個人

一番望ましいのはどうかといえ、原案の規制もない方がもっと望ましい、こういうふうな御報告を申し上げたのです。

○島上委員 そういたしますと、三案のうちどれかをとらなければならぬとすればという前提ですね。その場合には政府案。しかし、そういう前提がなければ現行法をもっと緩和すべきだ、私が今伺ったように緩和すべきだという考えです。

○大石公述人 お答えいたします。先ほどの報告で私自身はつきりしていると思っておりますけれども、必ずしもはつきりしてないように受け取られておると思いますが、原案について完全に賛成しますと申し上げたのは、特定の公務員の職にあつた者の立候補制限を、公務員の地位利用の活動の禁止にした、これは全面的に賛成する。その他の点は、私自身の立場から言えばない方がもっと望ましい、こういうことなんです。

○島上委員 それではもう一点伺います。これは議論にならない範囲でお答え願って、私も議論にならないように伺いたいのです。私どもの見るところによりますと、これは事実ですから、選挙は最近たび重なることに金の選挙になっていく。いわゆる物選選挙といふ新しい言葉が使われるように、物選選挙になっておる。このままでは、単に国民の自覚を待つというだけでは、これに対する対症療法としては不十分ではないか。国民の自覚を待つことも必要です。私はこの選挙界の腐敗の現状に対しては、国民の自覚、協力に待つということと、政党及び候補者が自ら反省するということ、このいわゆる三本立

でいくのが一番現実的ではなからうかと考えておるわけですね。もし連座とか買収とか寄付とか、そういう点をもっとゆるやかにして、弊害が起つたら国民が自覚するのだから、一きりの野放し論の方はそれでいいが、弊害が起つたら国民が自覚するから、そういう方面から改まっていく、こういう見方もあるようですが、私はまた逆ではないかと思つておる。

これは山梨県のある例ですけれども、全村買収、村長選挙でこういう例がありました。二つに分かれて、両方も買収です。五百円くれるよりも七、八百円くれた方へ投票する、こういうふうなことですね。農村といつて、これは農村の方を侮辱するわけではありませぬけれども、政治的な関心の薄いところでは五百円くれるよりも七、八百円くれる方へ投票する、七、八百円よりも千円くれる方へ投票する、こういうような悲しむべき現状がなお存在していることは事実です。こういうところに対してはやはり法律改正が、現在の状況のもとにおいてはきびしい法律改正が必要ではないか。買収を禁止するという

こと、買収は選挙においては最も怖むべき行為ですから、これを排除するために、根絶するために法律の改正が必要ではないか、こう私もはどうして考へざるを得ないわけですね。それでもなお先生は緩和してよろしい、緩和していかれる方法によつてこれを改めたいか、何かその方法がございましてお示しを願いたい。

○大石公述人 お答えいたします。私はさつきから買収をやれといふことはちつとも実は申し上げていないのです。私自身の報告にも必要最小限度の取り締まりでとどむべし、こう言つて

おるのです。だから、買収けつこう、何もけつこうといふことは言っていないのです。しかし、そこまで徹底をしなければ野放し論ではないというならば、私の野放し論ではないのですけれども、敵罰主義で臨むというよりな行き方には賛成しない、こういう考え方で買収をやれといふことをちつとも言つてないのです。それからまた、買収はけつこうなものだともちつとも言つてないのです。

ただ、選挙の腐敗というのは根本的にはどうしたらいいか、矯正の方法は根本的にはどういう方法があるのかといへば、これはやはり政治教育と国民の自覚しかないのだ。国民といふものは神様でないのだから。動機を言へば、いろいろな動機からわれわれは選挙しておる。あの人は私にカボチャをくれたからあの人が投票してやろう、いつか金を貸せと言つたら簡単に貸してくれたいからあの人が投票してやろう、あるいは非常な理想の見地から投票することもあるだろう。それは頭の中に入り込んでいったら、国民がいろいろな動機から一票を私は投じておると思つておる。しかし、客観的に投票者の投票態度を指導するとすれば、カボチャをもらったからとか、ある情をかけてもらったとか、そんな動機から投票すべきものでない。天下国家のため、こういう見地から一票というものを投すべきであらう。これは政治教育の問題じゃないか。そこまで法が入り込んで選挙の方向を指導するといふことは、私に言わせればそれは昔のいわゆる翼賛選挙、指導者選挙になりはせぬか。これは実は、自由な国民の意思といふものを基礎として行なわれる民主政治といふものの建前からすれば、許されない性質

のものだ。だから、現在の国民は、食い気もある欲気もある不完全なものだけれども、今は今でこの不完全なままの国民の意思といふものがあくまでも現実の政治といふものの基盤なんだ。しかし、その基盤は現状のままではない、この基盤は日一日と高まらなければいけない。その高めるのを、法律で高めるのがいいか、政治教育と国民の自覚によつて高めるのがいいか。私は後者をとるべきものだ、こういう考え方なんです。

○島上委員 お答えがわかりましたので、この先のことはお答えは要りませぬ。私も、教育と国民の自覚だけでは百年河清を待つにひとしい。その間に民主主義の土台がすっかり腐つてしまふといふことを心配せざるを得ないわけですね。それから、国民の教育自覚も必要である、同時に法律による禁止取り締まりも必要である、政党及び候補者の自衛反省も必要である、この三本でいかなければならぬ、こう考えられておる。これについては、お答えはわかりましたから御返事は要りませぬ。

鈴木参考人に伺います。政治資金の規正について、選挙についてのみ規正するのが適当であらう、こういうお考えのようでしたが、私も選挙の資金と一般政治資金の区別が実際上不可能ではないか。これは御承知のように、今度、国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者からさらに範囲を広げて、財政投融資、補助金、交付金、奨励金、利子補給等を受けている会社法人にまで範囲を広げたわけですね。その点については、将来の問題は別として、問題

は、「当該選挙に關し」、こゝろいふふりにつけたことによつてこの規正は有名無実になつてしまふといふことを私も心配するわけだ。当該選挙に關する寄付と一般政治的寄付と、實際上區別することが不可能である、あるいは不可能に近いほど困難である、こゝろいふふりに私も考へるわけだ。これをあなたに「当該選挙に關して」といふ政府案に賛成なさつたが、実際に區別することが可能かどうか。それとも、選挙法の改正であるからそれだけにすべきだといふのか。しかし、今度は選挙法と同時に、これと見合つた形で正式に規正の改正も政府案で出ているわけですから、その点のお考えを一つ承りたい。

○鈴木公述人 だいたいの政治資金の規正の問題でございますが、私は先ほども申し上げましたように、これはやや余談めいて恐縮でございますが、私、全国選挙管理委員会の事務局長を仰せつかつておつたことがございまして、そのときの委員長が海野晋吉先生でございました。よく海野先生が言つておられましたことは、やはり政治資金の規正ということが政界公正の根本である。それには会社、法人、労働組合等からの資金の規正をして、そゝろいふ法人からの一切の選挙資金、政治資金の流出といふことをむしろ抑制する方がいい。個人中心がよろしい、こゝろいふふりなお話がございました。これは、今日もなお記憶に残つておる話として関心を持つておるわけでございます。そゝろいふ考へ方は確かに一つの考へ方だと思つております。しかし、これはやはり国民個人が自分の頼むといひますか、自分の賛同する政党に對

して、それだけの政党の活動が十分にできる、また選挙の際の活動が十分にできるだけの資金を出すといふよりな雰囲気と申しますか、また所得の状況といふものが伴つてこないと、實際問題として非常にそれは困難ではないかと思つております。今日の段階では、かりに自分は政党が好きだ、一つうんと金を出してやりたいと思つても、なかなかそゝろいふ實際の段階にはまだ至つていないと思つております。そゝろいふところによむを得ざる資金源といふものを考へざるを得ないといふのが、今日の状況ではないかと思つております。そゝろいふ状況であるにかかわらず、「当該選挙に關し」といふ制限を付しましたけれども、とにかくそゝろいふ制限に向かつて一歩を進め得たといふのが政府案でございます。そゝろいふ意味において私は、これは退歩ではなくて進歩であるといふ意味で、私はこれに賛意を表した次第でございます。

現在、「当該選挙に關し」といふことでも一歩前進であるから賛成である。やがては一般政治献金も、少なくともこの程度は禁止すべきものであるといふ考へについては、いかがでしょうか。○鈴木公述人 私は今申し上げましたように、政党の組織がさらに発達をいたしましたして、党員が非常に多数になり、党員の力、あるいは党員でなくても、これに賛同する者の力によつて政党が十分に育成され得るような経済の段階といひますか、客観的な条件が熟したような場合におきましては、私は今の規正をすることがいいのではないかと、こゝろ思つております。それがまた今日、今お話しのごとく、今すぐこの段階といふことでは無理ではないか。それが何年後になりますか、何とも申し上げられませんが、何とも私も申し上げられませんが、政界の組織が津々浦々と申しますか、やはり相当進んで参りませんか、そゝろいふ個人の力だけによつて政党が存続できるといふような段階では、まだないのではないかとこゝろ考へるわけでございます。

○島上委員 そゝろいふと、今度範囲を広げました、財政投融資、補助金、交付金等々を受ける法人から当該選挙に關しての制限をしたことは一歩前進であるといふ意味で御賛成である、やがてはこれらの団体からは一般の政治献金も禁止すべきものといふふうにお考えかどうか。私は今度の改正でできないならば、近い将来そゝろいふならば今度の改正に準じておられますが、できれば今度の改正に準じておられます。しかし、それならば、必ずしも理想的なものだとは思いませんが、少なくとも國からそゝろいふ財政的な特別の恩恵を受けている会社、法人からの寄付は禁止すべきものではなからうか、こゝろ考へておるわけだ。鈴木さんは、

ものだけは禁止すべきだといふのは、これは私は世論の要求するところでもあると思つております。それで選挙制度審議会が取り上げたわけですから、その点を最後に一べん伺つておきます。○鈴木公述人 何といひますか、保守系、革新系の政党に對して資金源といふことになりまして、おのずからこれは根源があるわけでございます。私はやはり各党派に對して資金源についての規正をするにあつては、公平にいくようにしなければいけないのじゃないか。そゝろいふ意味で、「当該選挙に關し」といふ制限はございまして、これは保守党の方にやや痛手であるかと、私は私思ふのでございまして、そゝろいふ規定を設けられたといふことは、非常な思い切つたことであるとも考へられるわけでございます。これは、さらに進んで、一切いかにぬといふことになりまして、そこに何らかの代替の問題を考へなければいけません。それから、補助金、財政投融資等についても、これは実はピンからキリまで、いろいろあるだらうと思つて、そゝろいふやうな会社かららうことはいかに道義として不適当であるといわれまふものと、補助金なりある個人がもつておると同じような形のものであつて、そゝろいふに區別するほどの理由がないやうな場合におきまは、やはり若干権衡上の問題もあろうかと思つて、私は今日この段階におきまして、当該選挙に關してだけこゝろいふ制限を設けたことにつきましては、一歩前進といふことで賛同した次第でございます。

○加藤委員長 以上をもちまして本日午前中に予定いたしました三名の公述人に関する議事は終了いたしました。この際、公述人の皆さんに一言御礼を申し上げたいと思つて、公述人各位には遠隔の地より御出席下さいまして、長時間にわたり貴重な御意見をお述べ下さいましたことは、まことにありがとうございます。当委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。午後一時より再開することとし、この際休憩いたします。午後十一時五十九分休憩。午後一時二十分開議。○加藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。議事に入ります前に、一言公述人の皆さんにごいさつを申し上げます。本日は御多用のところ、ある方は遠路わざわざ御出席いただき、まことにありがとうございます。公述人各位には、それぞれのお立場から内閣提出の公職選挙法等の一部を改正する法律案について、大休一人二十分以内で、忌憚のない御意見を御陳願したいと思つて、なお、島上善五郎君外二名提出の修正案についても、御意見があればお述べいただきたいと思います。それでは、日之出汽船株式会社社長の藤堂太郎君の御意見の御陳願をお願いいたします。藤堂太郎君。○藤堂公述人 現在国会において審議されておりますところの公職選挙法等の一部を改正する法律案は、選挙制度審議会の答申に基づかれました、政府

において立法の上提出されたものでございまして、この法律案がここに至りますまでの経緯につきましては、新聞等を通じてきわめて詳細に報道いたされておりました、私も国民の一人といたしまして大きな関心を持ちまして、その経過を注視して参つたのでございまして。申すまでもなく公職選挙法は国民の代表を選びますルールを定める重要なものでございまして、これは与野党の土俵を定めるものでございまして、その立法にあたりましては公平な第三者の意見を最大限に反映せしめらるべきものでございまして、このためにさきに選挙制度審議会が設けられたものであると考へておる次第でございます。この選挙制度審議会におきましては、長期間にわたりましたことと、連日審議を続けられたことが伝へられておりました、私も深く敬意を払つておりましたところでございまして、この審議会の答申につきましては、政府がこれを立法化されますに当たりまして、その趣旨を実現するようにお努めにならねばならないことは当然のことと考へる次第でございます。

聞るところによりますと、この立法化にあたりまして、高級公務員の立候補の制限等、二、三の点につきまして、政府は憲法上の問題等からむと、よりなわけで、審議会の答申をそのまま規定されることが困難であるというようなどころから、調整を加えられたようでございます。このことが問題となつておるよう存する次第でございます。この点につきまして各方面からいろいろ御意見が出ておるようでございます。現在この国会におきまして、与野党の間に御意見がかわされて

おるようでございます。私はさきにも申し上げましたように、審議会の答申は尊重されなければならないと考へる次第でございます。しかし、尊重という意味は、必ずしもその通り法制化されなければならないということではないと存する次第でございます。たとえば公務員の立候補のごときにおきましても、選挙法を改正する前に行政措置で規制する問題ではないのだから、むしろ選挙法以前のものであると存する次第でございます。従いまして、この改正にあたりまして憲法上問題があるというのであります。なれば、いかに審議会の御答申と申されましても、それをそのまま立法化するというには直ちに賛同いたすこともないし、かかるとは直ちに賛同いたすこともないし、むしろ憲法上の問題があることを御存じになりながら政府が立法化されるというよりな危険なことは、国民としては、やうにいたしたくないと存する次第でございます。従いまして、一字一句答申通りでないというだけで政府を非難するということもできませんかと存じますし、その内容につきまして十分検討を加えました上で批判すべきものと考へる次第でございます。今回提案されておりますこの改正法律案は、このような観点から見まると、現在においては答申案を尊重するという見地からいたしまして、大体において妥当なものであると存する次第でございます。

以上、総合的な考へを申し述べた次第でございます。次に、二、三私の感じておりますことを申し述べてみたいと存じます。まず、選挙運動についてでございます。審議会の審議の方向は、公明選挙の実現にございまして、そのために

は、現在の個人本位の選挙運動を、少なくとも国会議員の選挙については政党本位の選挙に移行させるとともに、選挙運動はできるだけ自由に行なわれ、反面悪質な選挙犯罪に対しましてはきびしい制裁を課さなければならぬというところであらうと考へる次第でございます。そして、昨年の答申は、その第一といたしまして立候補制度の合理化、選挙運動のワクの拡大、連座制の強化等をお取り上げになられておりました、政府案もこれを尊重して提案されたものと存する次第でございます。すなわち改正法律案を見まして感じますことは、国会議員の選挙につきましては事前運動を認めておられることとでございます。これは政党等の選挙運動を、限られた範囲ではございまして、認められたことと考へる次第でございます。従来これらのことが許されておりましたために、立候補を決定されましても、これを選挙人の前に公にすることができない。そのためにあの手この手を用いてその意思を伝えようと思はれ、これがために非常にゆがんだ形が一般化されてきておつたやうに感ずる次第でございます。常識的に考へてみましても、これを押えておくと、それが今後は堂々と選挙人に訴へることができるようでございます。それが今後は堂々と選挙人に訴へることができるようでございます。この一般化されて参りましたゆがんだ形を正常な姿に戻すという意味で、きわめて当然なことと考へてございまして、適切な処置であるかと考へる次第でございます。ただ、押見いたしまして、演説を百回といふやうなことにされておるようでございます。けれども、実際問題といたしまして

も、費用の点もございまして、回数、規制はいかがなものであろうか。これはむしろない方がいんじやないだらうかというよりな感じがいたす次第でございます。次に、公務員の地位利用による選挙運動制限の強化の問題でございます。公務員がその公の権力、組織を利用していたしまして選挙運動をすることは、きわめて有利なわけでございます。公正な選挙をするためには、これらは防止しなければならぬといふことは当然のことであると思へられる次第でございます。特定の公務員が参議院全国区の選挙におきまして、あるいは言葉が適切でないかも存じませんが、毎回の選挙ごとに高位で当選しておられることは、もちろんその方の個人の力もあることは存じますが、けれども、役所の立場を利用して相当の事前運動等がなされておることと考へ、これを何とかしななければならぬといふことであらうと思はれる次第でございます。元来、公務員の立候補につきましては、前にも申し述べましたやうに、行政措置で規制すべきことであると存じますが、答申案にありましますように、立候補を制限してしまへばこの目的は達成されるかも存じませんが、しかし、立候補を制限するといふようなことは、よほど慎重に考へていただくなければならぬことと存せられまして、かえつて行き過ぎのために国民の被選挙権の資格を剝奪するといふやうな憲法違反の疑いを生じてはならないことと考へる次第でございます。政府は立法化されるに際しまして、相当に苦心せられたものと存じまして、答申案の精

神をくまれました。その実を上げるべくこのよりな形となつたものだらうと存する次第でございます。ただ、この案を有効ならしめるためには、取り締まり当局の非常な御努力が必要も存じません。しかし、それは公明選挙実現のためにはぜひお願いいたしたいものとしておる次第でございます。次は、連座制の強化についてでございます。公職に立つよりな方は、その身辺を正し、いやしくも選挙人から疑惑の目をもつて見られることのないやうにしなければならぬといふことは当然のことと存じます。従いまして、候補者は少なくとも自己の運動員や身内の者が選挙人から指弾されることのないやうに十分に注意していただくことと存する次第でございます。しかし、連座制といふことは候補者以外のした行為によりまして当選を失はせるといふこと、つまりこれによりまして何万といふ国民の意思が無効になるといふことと考へますから、われわれ国民の側からいたしまして、むやみにわれわれの意思をむだにされても困るわけでございます。そこにはおのずから限度があると思へる次第でございます。答申案は、その点選挙を肅正するといふ点を強く出されまして、俗に言う角をためて牛を殺すといふやうなことにになりはしないかと考へられるわけでございます。聞きますところでは、これはどの連座制は世界でも例がないだといふことと考へますし、またある弁護士の方の御意見でも、法律的にも妥当ではないといふやうなことも聞き及んでおる次第でございます。政府改正案は、連座による

も、費用の点もございまして、回数、規制はいかがなものであろうか。これはむしろない方がいんじやないだらうかというよりな感じがいたす次第でございます。次に、公務員の地位利用による選挙運動制限の強化の問題でございます。公務員がその公の権力、組織を利用していたしまして選挙運動をすることは、きわめて有利なわけでございます。公正な選挙をするためには、これらは防止しなければならぬといふことは当然のことであると思へられる次第でございます。特定の公務員が参議院全国区の選挙におきまして、あるいは言葉が適切でないかも存じませんが、毎回の選挙ごとに高位で当選しておられることは、もちろんその方の個人の力もあることは存じますが、けれども、役所の立場を利用して相当の事前運動等がなされておることと考へ、これを何とかしななければならぬといふことであらうと思はれる次第でございます。元来、公務員の立候補につきましては、前にも申し述べましたやうに、行政措置で規制すべきことであると存じますが、答申案にありましますように、立候補を制限してしまへばこの目的は達成されるかも存じませんが、しかし、立候補を制限するといふようなことは、よほど慎重に考へていただくなければならぬことと存せられまして、かえつて行き過ぎのために国民の被選挙権の資格を剝奪するといふやうな憲法違反の疑いを生じてはならないことと考へる次第でございます。政府は立法化されるに際しまして、相当に苦心せられたものと存じまして、答申案の精

当選無効訴訟は、検察官が起さなければならぬとされておりまして、妥当にこれが挿入されておるものと考へる次第でございます。ただ、その訴訟につきまして、時間がかかるとか、いろいろ御意見もあるようでございまして、これはその判決をすみやかにやりたいたくように御努力いたたく、また同時に、これはぜひ必要なことであらうと存する次第でございます。このように意味で、私は、答申案にいろいろの連座制の強化というものは、やや行き過ぎるよう存せられる次第でございます。

次は、この法律案によりまして、従来選挙運動についてはほとんど行なうことのできなかつた、政党が自己に属する候補者の応援ができるようになったというところでございまして、これはきわめて自然なことと存して、従来の不自然な一面を解消しますとともに、選挙運動を明るくしていくものと存せられる次第でございます。

以上、選挙運動について私の考えを申し述べたのでございますが、次に申し上げたいのは、選挙資金あるいは政治資金についてでございます。

審議会の答申におきましては、国あるいは地方公共団体、特別の利害関係をもつる会社、法人等は、政党に対して寄付をすることはならない。この法律案では選挙に關してのみこれを取り上げておられるようでございまして、私は、審議会の答申は当然のことであり、それらあらねばならないと考へる次第でございます。国民の疑惑を招くようなことは、健全なる民主政治の発展を妨げることとなることは明らかでございます。この国民の疑惑を取り除くために、もそれを制限することが望ましいこと

と存じます。しかしながら、国、地方公共団体等から経済上の援助を受けておる会社、法人等と申しまして、その援助の程度がきわめてささいなものから含まれるわけでございまして、その内容に非常に差異が考へられるわけでございまして、また、その及ぶ範囲もきわめて広いものと考へられます。また、政党の現状を見ましても、その政党活動に要する経費の大半は会社、法人等団体から受けているようでございまして、今日今すぐ答申にありまして、これらに、政党に対する寄付のすべてについて、これらに、会社、法人等からのものを禁止した場合には、大きな目標であります健全なる政党政治が期待できるかどうかということにも疑問を持たざるを得ないのでございまして、現状を無視してただ制限したらいいとも考へられないところでございまして、従いまして、法律案が選挙に關してこれを制限するとされましては、このような現状においてはやむを得ないものと考えられる次第でございます。審議会におかれましては、せつかく政党のあり方等につきましても審議されるということでございますから、政党法ということについて御審議をいただいて、その際政党の政治資金をどうするかという具体的な措置をきめられることが適切ではないかと考へる次第でございます。

そのようなきわだちと考へますと、答申は、この法律案が選挙に關してのみ制限をはかられたものと、現在のところやむを得ないものと認める次第でございます。

最後に、私の意見を総括いたしますと、選挙が国の政治の根本であることは了承いたしておられますが、この選挙法だけで国民の希望するように選挙が公正かつ明瞭にできるとも思えませんが、政治の明瞭化は、その前提条件として国民の政治意識の高揚であり、政府はあらゆる面で国民を啓蒙しなければならぬと存じます。現状におきましては、遺憾ながら、行政面、予算面での考慮が十分に払われていないと存じます。法律改正とともに、国民の啓蒙が必要であると存じます。なお、取り締まりのための法律改正のみではなく、政党本位の選挙にするとか、公営選挙を拡充されるか、定員の根本的合理化をはかれるか、選挙区制の改正等を行なわれるか、これと並行して、より一そう抜本的に政治意識を高揚させ、選挙の公明を期せらるべきであると存じます。しかし、今回の政府提出の法律案は、従来よりも多少とも選挙をよくするための効果は期待できるものと存じまして、この案をもとにいたしまして漸次本格的な改革に進まれるという意味で、この改正案に賛意を表し、私の公述を終わらせていただきます(拍手)

○加藤委員長 次に、中立労務事務局長の柳沢錬造君の御意見の御開陳をお願いいたします。柳沢錬造君。

○柳沢公述人 ます、本国会で公職選挙法の一部を改正する法律案を上程しまして審議されていることについて、まことに時宜に適合した措置であるといふふうに敬意を表するものであります。

では、本法律案に対する意見であります。結論から申し上げますと、政府案には反対であり、社会党修正案に賛成をいたします。なぜそのように結論を持つに至ったかということにつき

まして、これより私の見解を申し上げたいと思つて、

第一に、汚れない清潔な選挙こそが民主主義の基調であるといふふうに考へております。わが国は議会政治を採用しては、国民は選挙を通じて自分の権利を行使いたして、

す。そのことは、国家と国民の将来がこれら議員先生方の双肩にかかっているといつても過言ではないと思つて、ですから、この機会に、選挙に増加してくる悪質な選挙違反に終止符を打つ。票を集めさせれば当選して、それが民主主義であるというならば、ヒトラーも民主主義者ということになると思つて、そのような誤った考へ方を排除して、

べきだといふふうに考へるものであります。特にみずから法律を犯して、国民の基本的権利である選挙権を買取るような人が、どうして法律を制定する資格があるでございましょうか。自分の利益のために国民を買取るというものは、自分の利益のためなら国の政治をも変えてしまふということになるのではないでございましょうか。汚れた手で正しい政治ができるはずがありません。国民の信頼を得る清潔な政治は、清潔な手の持主よりしか生まれません。

そのために、お金のからならない、買収されないりつぱな政治家を選出することであり、それが民主政治の基調であるといふふうに信じております。

第二には、選挙制度審議会の答申は尊重すべきであるということ申し上げたいと思つて、政府の機関の中にはいろいろな審議会がございまして、いかなる審議会でもその答申を尊重しなければならぬのだといふふうには考へておりません。だが、事選挙に關しては、国会議員の先生方に直接利害関係の伴うものでありまして、

て、そこで公正な立場から慎重に検討し、答申をしてもらつたものであると思つて、しかも、この審議会は、選挙制度審議会設置法という法律によつて設けられたものであります。その第三条には「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならぬ」と、

ずからこの法律を無視した行為をしておいて、どうして国民に法律を守れということと言えるでございましょうか。国会が議員個人の利害を基盤として法律を制定してはならない、この日本の国の将来というものはどうなるでございましょうか。私は、法律というものは、政府や国会議員の必要を満たすためのものであつてはならない、国民の必要を満たすためのものでなければならぬといふことを強く確信いたしております。

昨日のNHKテレビの国会討論会でも、自民党の江崎国会对策委員長が、選挙法のようなものは与野党双方に不満のあるものでまともなければ仕方がない、といふことを申し上げておりました。確かに一理ある言葉だと思つて、それであればこそ、なおのこと、与野党の意見に動かされるのでなしに、権威のある選挙制度審議会の答申を尊重し、そのまま提案すべき

○今沢公述人 私が今沢と申します。本日公述に出ましたが、何と申しましても諸先生方は選挙には非常なベテランでありますので、私もちよびで公述に出ることが恥ずかしい次第でございます。しかし、私もちよびで普通選挙が行なわれた昭和二年から引き続いて地方議員をやっておりますが、選挙についてはいろいろ経験を積んで参っております。しかし、先生方のように私は決して国会議員を望んでおったことは一度もありません。しかし、選挙にはいろいろ多少なりとも経験がありますので、今回の公職選挙法改正につきましていささか簡単な意見を述べたいと存じます。

ただいま手紙が到着いたしましたので、実にいろいろ機会にまことにためた話であります。わが町は、誇り高き公明選挙モデル都市、昭和三十四年市議選においてどんばい不正なし、昭和三十七年十一月市長選立候補予定、日本一公明選挙を公約します。というのわが市の一市民から参っております。まことに覚悟よろしい人であります。こういう人が一人でも多く出るといふことは、日本の国のためにも非常にけっこうであると思っております。ただいまかような書面が参っていることを皆さんに御報告申し上げます。

さて、選挙法の改正につきまして昨日以来いろいろ公述人からの御意見を拝聴させていただきました。承っておりますと、この選挙法の改正につきましては、まず連座制の強化についてという問題、高級公務員の立候補制限についての問題、政党その他政治団体に対する寄付を規正するといふ三点にしましてのお話であったのであります。いずれの方も適切な御議論をしてお

るようであります。私は、この政府案につきましても、理想的な案とは申しませんが、賛成するものであります。と申しますことは、昨年六月より選挙制度審議会ができて、その要として日夜研究され、六カ月余の日数を要してでき上がった審議会の答申でありました。政府におきましても、それにつきましてもいろいろ考えられまして、あるいは憲法に抵触する、あるいは国民のために適切な選挙法の改正をやらなければならぬということになってきます。やはり何かと政府におきましてこの三点について皆さんいろいろ御議論があったようでありますけれども、私は政府案に賛成するものであります。

私は地方選挙に携わっております。欠点なりいろいろ考えてみますと、ちよびと選挙法が痛烈に改正せられたのが昭和二年の田中内閣の当時で、普通選挙という改正案があったのであります。私もそれに連座いたしました。やりやりましたが、当時は選挙事務員というやうなものを置いて十五人以上の者は選挙ができない。私はその当時候補者に立ちましたが、何と申しましてもなかなかむずかしい。事務長をやる者がだれ一人ない。そこで私が事務長をやった。自分の選挙に事務長をやりました。そして、選挙のために、あるいは演説会場を借り、パンフレットを配るといふやうなことも私はやりました。そして最小限度その時分にも預託するものもありません。それと大体選挙費用の計算をする。これにつきましても少額で私は選挙をやったのであります。とにもかくにも選挙と申しますと、本人がみ

ずから立って努力し、そして率先垂範と申しますか、何かとやらなければならぬ。これは人がついてこない。今回の選挙法の改正につきましても非常に御議論があるようでありまして、まず一度はこれを行なうてみなければなりません。それを執行の上におきまして是非を決定する。その後にはまた欠陥があれば直すということでもあります。

わが国における選挙法というものはいろいろ御苦心の跡がありますけれども、なかなかこれが公明には参りませんが、公明選挙という名は冠されておりますが、なかなかむずかしい。先進国のイギリスとかドイッとかいふところの選挙とは全然違ふのであります。これは選挙せられる者も、またする者も、相当考えて慎重にやらなければならぬと思っております。今回の選挙法の改正は、私はある程度よくできておるやうに考えております。このままだら法の選挙法によってやるということでありましたら、それはあまり進みはななくて、今日の選挙法が改正せられたものによつてやつてこそ、私は一進また二進も進歩したやうな選挙ができるのではなからうか、かように考えるのであります。それとなお、地方の選挙に見ましても、公務員の規制の問題、あるいは知事選、市長選ないしは町村長の選挙、町村会の選挙といふものに至りましても、今回は自動車を使わせるというやうなこともあり、またポスターにおきましても非常に増長をいたしております。参議院あるいは衆議院におきましての無料はがきといふものも、非常に増長をいたしております。それが知事選におきましては、やはり国会議員と同じように供託金は増額はいたしておりますが、ポスターで

ありますとか、ないしははがきの点につきましても、これを非常にたくさん増して使わせるやうにしておるのであります。こういう意味から申しまして、とにかくこの公職選挙法の改正といふものは、まず今回衆議院におきましてすみやかに可決せられんことを私は望むものであります。

さらには、これに加えて政党法というものを作つてやれば、皆様非常に御心配することも避けられるのではなからうか。この政党法はある程度今回の公職選挙法の一部改正の中に盛り込まれておきます。あるいは確認団体、あるいは推薦の団体であるとかいふ問題において盛られておるのであります。しかし、これは団体法としてまだ的確にはなっておりません。イギリスにおきましても、団体法というものが作られておるのでスムーズに選挙がやられておる。日本もやがてかやうな域にまで達しなければならぬと考えるので、私はこの機会に皆様に対してお願いを申し上げるのであります。

な問題はたくさんありますけれども、いろいろ公述人から述べられたから私は省略いたしまして、この政府案に対して賛成するものであるというところをあらためて申し上げ、私の意見を陳述を終わりたいと思つております。(拍手)

○加藤委員長 次に、作家の平林たい子君の御意見の御開陳をお願いいたします。平林たい子君。

○平林公述人 私は、選挙制度審議会答申案には、はなはだしく失望した者の一人でございます。その案をさらに修正した政府案については、どこに改正の意図があるのか理解するのに苦しんでおります。選挙制度に大改正を加えて議会外の不法な政治行動を抑え、

かつ、国民の選挙に対する信頼を回復して、自己の投票の持つ尊厳を自覚させるためには、革命的な選挙法改正をしなければならぬときにきています。私は信じておるのであります。

自由民主党は、社会党とその支持団体である総評の議会内外での行動の非民主性を常に攻撃しておりますが、この種の行動のよつて来た原因の少なくとも一半は、現代の選挙の墮落に原因があることに気がついていないやうであります。少し考えのある若い者にとつて、現代の選挙を左右する金銭の力はまことにがまんならないものであり、金力によつて選出された議会は、自分たちの意思を代表していないやうに考へておるの、自然の勢いであるやうに思つておる。今回の選挙法の改正は、このやうな社会情勢に対処するために与えられた絶好のチャンスでございます。選挙の公正がもし徹底的なものならば、議会内外の無法な行動を相対の程度に抑制する結果を招くことができるかと私は信じておるのであります。

このやうな血気の人間の場合でなくとも、金力によつて国政の代表者が選ばれる選挙の仕組みに対して、金をもち人間自身が選挙の尊厳を認めることのできないのは当然でありまして、自分たちの選んだ国会議員に対する現在のやうな社会の軽蔑も、その選出のやり行きに負つておるやうなところが多いやうに思つておるのであります。

そこで、私が主張したいことは、連座制の強化でございます。その派の選挙運動に参加した者すべての悪質違反、特に買収犯罪は、その候補者の当選を無効にするやうに法律を改めるべきであらうと私は考へております。連座制以外の同じ性質のこまかい項目に

は、その同列に置かれたことについては、疑義がございませぬ。今、宗教団体の推薦というものは、おっしゃったように、その人を投票しないと何か非常におかしい処置が行なわれるようでありまして、労働組合の場合には、推薦をいたしたとしても、それは何ら個人を束縛しておるわけじゃございませぬ。私どもは、実は労働組合が推薦をして、その組合の方がみな投票していただくならば、まことに案な選挙がございませぬ。大きい労働組合の委員長な形でも、出てもらえば何もなくても、選挙できるくらいに思うのですが、実は日本の労働組合は決してそういう形でもなく、きわめて内容は民主的だございまして、そういうふうな点で、自民党の支持者もございませぬし、共産党、民社党、社会党、あらゆる政党の支持者がはつきり中においでございませぬ。私はどうも同列に置かれた点で、ちょっと疑義がございませぬ。その点についてだけ伺いたいと思ひます。

○平林公述人 私は特定の宗教団体を言つたのでございませぬで、あらゆる宗教団体——大體宗教というものは非常にフアナティックなものでございませぬから、特に宗教団体と言つたのでございませぬ。労働組合につきましても、やはり幾らか宗教団体のようなフアナティックな傾向があることを私は認めるのでございませぬ。たとえば、現在の制度のもとにおいて、労働組合出身の方で当選している方がたくさんございませぬが、代議士として適当であるかという点については非常に疑いがあるものでございませぬ。それは多数の労働組合員を擁しておるために当選しておると思ふのでございませぬ。国政という

ことは、一労働組合の内情にいかにか明らるゝことも適当ではないのでございませぬ。それが代議士に資格かという問題になつてきますと、労働組合の方は必ずしも資格でないと私は信じて居るわけなものでございませぬ。よけいなことを言つてしまひまして、申しわけございませぬ。

○堀委員 今のお考えは、いろいろのお立場がございませぬから、けっこうで最後は、今沢さんにちょっとお伺ひしたいのでございませぬ。実は、私昨年でございますか、香川県の方に国政調査に伺ひました。実はそこでもいろいろと香川県からの情報を承つたときに、非常に驚きましたのは、四国四県の中で香川県が非常に選挙違反が多いという現実がございませぬ。これは、私いろいろとその席で関係者にもお伺ひをいたしましたけれども、必ずしも明快なお答えがなかつたわけがございませぬ。たまたま非常に潔白な今沢さんでございませぬので、そのお立場から、どうして香川県が四国四県の中で著しく多いのか、ここには仮谷さんがいませぬが、高知県に比べて一対十くらいの差があるもので、私非常に驚いたのでございませぬ。大へん地域的なことを伺つて恐縮ですが、これについてちょっと伺ひたいと思ひます。

○今沢公述人 はなはだむずかしいこととございませぬが、まことに遺憾な点であります。実は不適者が候補者に出る。不適者といつたら語弊があると思ひますが、出たい出たい、しかし国会議員としては適格でない。ところ、それによつていろいろな無理がある。こういうことにおいて、あるいは違反があつたんじやなからうかと思ひませぬ。

○加藤委員長 小林進君。小林(進)委員 私は、簡単に諸先生方にお伺ひしたいと思ひるのであります。実は制度審議会の答申案に対する政党的態度の問題でございませぬ。御承知のように、昨年の国会で、制度審議会の答申は尊重するという建前で委員の方が任命をせられて、そして、けっこうな答申をしていただいたわけでありませぬ。その答申に対して、自民党さんは相当大幅な修正をされて改正案を出した。その答申案を作つて、その答申案を非常に尊重いたしました。その答申案をそのままの改正案を作つて、国会に出した。どちらの態度が正しいか、こういう問題なのであります。私は、率直に政教を超越して先生方の御意見を承りたいと思ひるのであります。もちろん一般的には、国会は立法の府でありますから、私どもは責任を持つて法律を作るべきであります。今問題になつておられますこの選挙法の改正に関する限りは、国会議員は当事者じゃないかと思ひるのであります。ここにおいでの方々はみんなついでにございませぬから、法定選挙費用内でおやりになつたでございませぬ。あるいは御家族の方々も、そう酸いように選挙にお使ひにならないうで、当選になつた。あるいはここにいて、でになる方は、そういう高級官僚の選挙制限を受けないようになつた。ちやんとおやりになつたと思ひます。しかし、毎年々々行なわれる選挙がだんだん悪質化しまして、今改正を必要とするような、そういう悪質な金が使われればの仲間にいる。いろいろ問題になつておる。また、われわれ

の仲間が当選した中に、高級官僚で国家権力を利用しながら当選した人たちがいて、目に余るものがあるからやばい今日問題になつておる。われわれの仲間の中で、家族や親戚を裏に隠して、事実上の出納責任者なり総括主宰者のような形で陰におつて選挙運動をやつての者があつたから、これが非難的になつて、こういう改正を必要とするになつてきたと思ひます。ならば、国会議員は自分自身が正しかろうとも、国会議員全体としては世間の批判を受ける当事者の立場ではないか。当事者の立場として、この問題に関する限りは、一歩下がつて、謙遜な気持ちで世論に服する。あるいは世論を代表する制度審議会の委員の方々の結論、あるいは学者や皆様方の御議論に謙讓に服するという態度が、私は国会議員の今日とるべき道義的な態度ではないか、こう考へるのであります。それを一般の法律の改正と同様に解釈いたしまして、制度審議法律を改正する本来の権限があるから、やはりわれわれの権限に基づいて、われわれの都合のいいように、と云つては悪いけれども、そういう国会議員に不都合のないように改正するに

関する限りは、私はこの選挙法の改正にいかと思ひます。私自身も国会議員の一人として、いろいろ考へて居るのであります。この私の考へが一体間違いであるかどうか。やはりほかの法律と同じように、制度審議会なりそういうもの案は、改正すべきものは堂々と改正していくのが正しい態度である、こういうふうにお考へになりますかどうか。私は、今度の選挙法の改正

に関する限りは、制度審議会の答申を尊重するという設置法の第三条でありませぬか、ちょっと忘れましたが、名実ともこれを尊重するのが、今世論から非難を受けている当事者の立場にある国会議員としては、一番正当な態度ではないか、こういうふうにお考へるのであります。率直な御所見を承つておきたいと思ひるのであります。

○藤堂公述人 ただいまの御意見でございませぬが、私は、答申案は尊重されなければならぬ、また、答申案は尊重すべきである、こう考へます。これは先ほども申し上げた通りでございませぬ。ただ、やはり物事はあまり固執するといふことだけで公正になる、あるいは公明になるというふうには、性急に御断定になることはいかかか、私は、こういふ感じを持つておるだけでございませぬ。すなわち、一罰百戒と申します。これで成めろということもけっこうでございませぬ。やはりものには順序がある。ですから、答申案は必ずしも一〇〇%と申しませぬ。現状においても決して悪い答申案である、またこれを没却していいものであると考へているわけではないのでございませぬ。むしろ、これはほとんど押し進めていただきたい。ステップ・バイ・ステップといふこともございませぬ。現状に合つて、いわゆる中庸は徳の至れるものなりという考へも必要なんではないだろうか、こう考へるわけがございませぬ。

なお、これは大へん先生方におしかりを受けるあるいは暴言も申しませぬが、先ほどの御意見の通り、国会議員の先生方がやはり民の声を謙虚に聞いてやるのだ、こういうことについて

は、その同列に置かれたことについては、疑義がございませぬ。今、宗教団体の推薦というものは、おっしゃったように、その人を投票しないと何か非常におかしい処置が行なわれるようでありまして、労働組合の場合には、推薦をいたしたとしても、それは何ら個人を束縛しておるわけじゃございませぬ。私どもは、実は労働組合が推薦をして、その組合の方がみな投票していただくならば、まことに案な選挙がございませぬ。大きい労働組合の委員長な形でも、出てもらえば何もなくても、選挙できるくらいに思うのですが、実は日本の労働組合は決してそういう形でもなく、きわめて内容は民主的だございまして、そういうふうな点で、自民党の支持者もございませぬし、共産党、民社党、社会党、あらゆる政党の支持者がはつきり中においでございませぬ。私はどうも同列に置かれた点で、ちょっと疑義がございませぬ。その点についてだけ伺いたいと思ひます。

は深い敬意を表するわけでございませぬ。これがなければいかぬ。ただ、それにつきまして、私は、この選挙法だけがどうもいうことではなから、実はこれはわれわれしるうとかわからませんが、国民としては常に政治に関心を持たなければいけないという以上、先生方がときに議政壇上でけんかをされるというよりなことをしておいて、女子供に至るまで政治意識の高揚がでるかどうか。これがむしろ基本なんじゃないだろうか。私はこう思います。罰する法律もけつこうでございませぬが、その前に、国民がほんとうに興味を持って——興味を持つというのには、よい意味で国政をよくやっていたら、一〇〇%信頼度を高めていただくことが、政治意識の高揚にならう、こう存する次第であります。これがすべてである。もちろんこの選挙法の改正がこれのものであることはよく存じております。しかし、先ほど申しましたように、これもあまり性急なだけですが、スであるとは考えない次第であります。

○御沢公述人 先ほど公述の際に申し上げましたが、選挙制度審議会の答申を全面的に尊重して、それを立法化するのが先生方の使命でないかと存するのではありません。先ほど自民党の高橋先生ですか、審議会の答申をバイブルにたどって平林先生に御質問をしております。私は審議会の委員でないからよいのですが、少なくとも審議会の委員の方があれをお聞きになったら、バイブルのような気持ちで答申はしておらなさいと思ひます。先ほど申し上げた通りに、一昨年の選挙で三万二千人からの悪質な違反者が出ています。それを見るに耐えかねて、少なくともこの程度

のものは今度の公職選挙法改正でやるべきだと思ひます。ですから、ただいま御質問のような経過、いきさつからいって、この際何も言わずに、全面的にそれを採用して立法化するべきだ。ですから、私の結論とすれば、審議会がもつときびしい答申をしてもそれを尊重せよというのを、意見として述べたいと思ひます。あるいはまた、いろいろの情状から、あれをもつと緩和したものが出されても、それでも審議会の答申を尊重すべきだ、それが今の国会として取るべき道だ、こういふふう存じましてお答えいたします。

○今沢公述人 先ほどの御質問に對しまして、かれこれと私は御批判申し上げませぬ。御自由の一つ御判断していただきまして、そうして、いざれ議會に提出せられた案についていろいろ御討議があるだらうと思ひます。私は、先刻申し上げたように政府案に賛成するものであります。

○平林公述人 私は、審議会の案も満足してないのでございませぬけれども、しかし、今の政府案に比べると、審議会の案の方が少なくとも今の選挙をよくくしよという善意に満ちていると思ひます。ですから、審議会の答申は尊重せらるべきであると思ひております。

省は国会議員全部が持つていいんじゃないか。もつとき詰めて言いますならば、先ほどのお答えの中に、この前行なわれた選挙に三万二千人の違反者が出たじゃないか、さうおっしゃいます。三万二千に限定されたかといふと、限定されない。顧みれば、私自身でも選挙法通りの選挙を行なつていない。さつきバイブルとおっしゃったが、バイブルに向かって自分の良心をさらけ出してみれば、だれが選挙法通りの正しい選挙をやっております。さういふことを議員各人が深く反省をすることから、この改正に対する態度を持つていかなくちゃならぬじゃないか。さういふような謙遜な気持ちでみずからの心を反省していったら、この改正案に自分が神様のような気持ちで発言をする前に、みずから被告の席に立つたやうな気持ちになつて、世論の審判に服するやうな謙遜な態度を議員自身が持つたなければ、問題の根本的な解決にならないのではないかと、さう私がお尋ねをしておるわけです。従いまして、制度審議会は第三者でありますから、その制度審議会の答申は、言いかえれば一つの審判であるかもしれませぬ。国会議員の誤れる選挙のやり方に対する審判であるといふくらの謙遜な気持ちで対しなければならぬといふふうに私は考へておるわけでありませぬ。それを、皆さん自民党の方々が、制度審議会の答申なんていうものは——われわれの方がやはり法律を作る、修正する、立法権があるんだ。制度審議会の作つたものを、バイブルのような考へでそれを守れなさいといふやうなことは、そんなことはかんべんならぬ、われわれの方が一番正しいのだ。さういふことでは、みずから悪いことを犯し

ておる者が、極端に言へば、——に取り締まりの法律を作らせるやうなもので、これでは何ほ議論をしたところで、取り締まりの法律を作る者が——である限り、そんなない法律なんかできるわけはないじゃないか。私は申し上げておるわけですが、これはたとえて言へばの語です。さういふことでありますから、私は選挙法に関する限りは、政党というものはもう少し謙遜にこの問題を取り扱わなければならぬのではないかと、それに対してわが社会党は、それあるがゆえに答申を正しく見詰めて修正案を出した。自民党の方は答申を大幅に改正いたしましたから、この態度は、私は内容の問題以前のことで、間違つていないんじゃないかといふことをお尋ねしたわけでございます。これは平林先生に、先ほど御答弁がございませぬで、いま一回この問題について御答弁を願ひたい。

○平林参考人 ただいまの御告白は、非常に打たれて聞きませぬが、何を答へていいかわかりませぬけれども、ほんとうに同感だと思ひるのでございませぬ。

○小林(進)委員 同感のお言葉をいただいて、ありがとうございます。

○加藤委員長 井堀繁男君。

○井堀委員 大へんお疲れのところを恐縮でございますが、民主社会党を代表して、本日は最後に、十五人のうち四人の方、それぞれ私どもがぜひ御意見を伺いたい立場の方が、偶然ではあります、四人おいででございますので、今まで質問のありましたこととあまりダブらないようにお尋ねをいたしたいと思ひるのでございます。

今度の選挙法の改正は、私どもにとりましては非常に大きな責任を痛感しております。従来選挙法は、御存じのように、昭和二十五年だと思ひます。が、それ以来、他の法律に比較いたしましてとつてい比較にならないほどたびたび改正が行なわれまして、たしか二十七、八回の改正になつておると思ひます。それだけたびたび重なるのであります。今度の改正は、特に選挙制度審議会の——われわれもその法律を審議決定した責任者であります。このよりの審議会の答申に基づいて立法化しようといふわけでありませぬ。さういふ点でも、従来の改正となり違つた重要な意味を持つておると思ひます。この際の選挙法改正を失敗いたしますと、将来選挙法の改正に大きな障害を残すやうなことになると思ひます。さういふ意味で、われわれは慎重審議の機会をできるだけ長時間、そして熱心に審議をいたしたいことを委員長並びに他の党にも要望しておるわけでありませぬ。さういふわけでありませぬが、十五人の公述人の方から非常に重要な発言を伺ひまして、参考とするところが多いためでありませぬ。この機会に四人の方にそれぞれ順次お答えを願ひたいと思ひるのであります。

○小林(進)委員 これで終わります。私のお尋ねをいたしておりましたことは、審議会案の内容がいかか、政府の原案の内容がいかか、社会党の原案の内容がいかかといふ内容の比較対照の問題ではございませぬ。今問題になつておることは、私どもを含めて国会議員のやつた行為に対する改正案ではないか。私は、それくらい

今度の答申は、私はまだ中間答申であると思ひます。今度の答申は大體三つに分けて、三つの委員会の結論がそのまま答申されておるやうでありませぬ。それはすでに御案内のように、一つには選挙運動を規制していかうといふ考え方に立ちまして、従来たびたびやつてきたことであります。さらには選挙管理委員会の制度を合理的にかつ強化しようといふ点、われわれ

第二類第一号(附録の一) 公職選挙法改正に関する調査特別委員会公聴会議録第二号 昭和三十七年四月十日

が非常に強い関心を示したところであり、第二委員会では、罰則すなわち制裁規定を強化して、さらには政治資金の問題についても同様であります。これも従来しばしば論議されたものではありますけれども、非常に強い主張、そして核心に触れておると思えます。いま一つは、これはわれわれが絶えず主張してきたところであり、公明選挙運動を推進するための各般の運動を答申してきておるのであります。

しかし、一番私どもが重視しておるべきものがまだ答申されていないのを残念に思っております。それは、こゝろに運動に対して規制を加えたり、あるいは管理について合理的な要素を盛り込まれたり、あるいは制裁を加えたり、また国民の政治常識の啓発に努めるといったような基本的な運動を取り上げてみなければならぬ問題は、政府の提案理由にも強く主張しておられますが、従来の個人本位の選挙活動から政党政治の基本をなす選挙活動中心の、すなわち政策を中心にして争う選挙に改めようというところには重要な性があると思えます。ところが、この答申がまだ行なわれていないのであります。そのためには、もちろん選挙区制の問題を取り上げなければならぬと思えます。今のようの中選挙区制は、各政党の候補者が政策を争うというよりは、個人の争いに終始せざるを得ないような選挙区制であるわけであり、どうしてやがて選挙区制というものを各政党同士の候補者が争えるようにしなければならぬのじゃないか。そうするには、小選挙区制を採用するより仕方がない。

しかし、さきの国会で混乱をいたしましたような、非常に激しい国会の議論で、結局流産いたしました。当時、ゲリマンダーのそしりを免れないような党利党略に基づく改正だという非難もありましたが、とにかくあの小選挙区法は一応議論済みであります。ですから、従来の小選挙区制をそのまま持ち込んでくることは愚の骨頂だと思っております。そういう失敗を再び繰り返さないように、合理的なものを多少盛り込んで小選挙区を採用すべきではないか。そのためには、日本国のいろいろな事情もありますが、諸外国の例などを見まして、たとえばドイツがやりましたように、比例代表制をとる。すなわち半数を比例代表制にして、残る半数を各一人選挙区で争うといったような、この前の小選挙区法の欠陥を十分補完して、さらに日本の国情に適したようなことにならなければならぬ。あれをもう少し倣うて日本のものにして、そして政党同士が政策をもって相争えるような選挙の基盤を作る。その上に制裁規定を強化いたしましたり、あるいは運動に公平な規制を加えたり、あるいは公明選挙の国民的な運動を展開するといったようなものが補完されてきて、完成していきのじゃないか、私はこう思うのであります。わが党は特にそういう主張を持っておられます。こういう立場で、実はこの選挙法に取り組んでおるわけであり、この選挙法はいずれこの国会で結論を出すわけであり、が、そういう根本的なものが、次の選挙法の改正の際に十分実現できるようなものにしたいたいという責任をわれ

われは痛感いたしておるわけであり、少し前置きが長かったのであります。こゝろにいろいろなわれわれの考え方から、きょうの四人の方はそれぞれの立場を代表しておられると思えます。実はこの点に対してそれぞれ御意見解を伺っておきたいと思っております。大へん話が長かったのであります。選挙区制の問題について御意見がおありだろうと思っております。お伺いしておきたいと思っております。

藤堂公述人 ただいまのお話につきましては、選挙区制の問題であらうと存じます。これは先ほども私、公述の最後に申しましたように、私個人といえども、選挙区制の御検討はこれからぜひお願いしたい、こう考へる次第でございます。ただ、ただいまお話しのように、比例代表制がどういられるか、どの程度に取り入れていられるかということについては、私にまだに研究不十分でございます。また、本日の答申の範囲ではなかったと思っております。こまかい点の研究はいたしておりません。しかし、選挙区制について御検討をお願いしたいという気持は非常に厚く持っております。

柳沢公述人 選挙区制の問題については私も一つの見解を持っておられます。きょうの公職会における議題の中にございませぬので、その点では御遠慮させていただきます。その申し上げ

成でございますが、きょうは、そのことを初めから問われておりませんので、用意して参りませんが、お話し申し上げることができないのは非常に残念でございます。

井堀委員 この問題は、御存じのように、今度の政府の法律案提案の重要な理由に上っているのです。区制の問題は言っておきませんが、個人本位の選挙から政党本位の選挙に改めたいというのが提案の大きな理由なんです。でありますから、政党本位のものにしていくことになれば、言うまでもなく政党政治は政策をもって争うわけであり、一つの選挙区で同じ主張と政策を持つ候補者の争う余地はないと思っております。この区制の問題は政府としては当然答申を待っているというふうな意味で、実はさつきも申し上げたように、この委員会ではこれとどんびり議論の出でるものにならぬと思つて、あつたまたま答申を期待しておりますことは御承知の通りであります。でありますから、そういうものを考へないでわれわれがこゝで法律の改正をやるということは、非常に軽率のそしりを免れぬと思つて、せつかくのいい機会であり、のでお尋ねしたわけであり、決して関係のないことをお尋ねしたわけではございませぬ。非常に重要なことだと思つてお尋ねしたのであります。御用意のないことを申し上げて残念であります。個人御意見でもあればと思つてお伺いしたのであります。それからお伺いしたいのは、さつきから話になっております、この前もほかの公述人から開陳がありましたけれども、これも根本的な問題であります。この選挙法の改正の中で原案と社

会党修正案のどちらをとるかというところが当面の問題になるわけですね。あるいはそれにあわせてさらに修正を加えるという結果になるかも知れぬ。しかし、幅はきまつてしまつたと思つて、その中で大きく浮かび上がつておるのは、社会党の三つの観点に立つ修正であり、その中で政治資金規程の問題が、選挙法とは別に政治資金規程法の問題として出てきておると思つて、この問題は、きょうは藤堂さんはちよつといふ立場であると思つて、何とおきたいと思つておきます。

政治資金の問題は、法律でどう縛るかというところは非常にむずかしい問題だと私は思つて、こゝろは、やはり今日の政治が党の政策や性格によつて変わつてくると思つて、ありますけれども、今の保守党が根本的に態度を切りかえてくるというふうなことはあり得ぬと思つて、本質的にはどうしても自由経済の上に立つ資本主義のワクの中で政策が組まれてくると思つて、でありますから、事業家自身は、やはりその政策とマッチしていくことによつて事業の成長を助けていくという努力をされることは言うまでもないと思つて、でありますから、法律で何と縛つてみましても、その底を流れるものに対してチェックができれば意味をなさぬのじゃないか。まあ、ないよりある方がいいということ、あるいはいふもつと厳格にすることがなほ望ましいといふことはわかるわけであり、さつきも、しかし、答申案の精神を讀んでみますと、やはり金のかからぬ、要するに金力によつて政治を汚さないようにしようということである以上は、この問題をもう少し掘り下げて考へなければならぬのじゃない

これをもちまして公職選挙法等の一部を改正する法律案について、公職選挙法の全部終了いたしました。(拍手)
本日は、これにて散会いたします。
次会は来たる十三日金曜日午前十時三十分より開会いたします。
午後四時三十分散会

い。だから、選挙法でそれをやること
が適当でないとするならば、この
際、われわれは政府を脅迫して、ま
た、あるいは議員立法の形において政
治資金の問題を取り上げてこなければ
ならぬと思うのであります。先ほどの
どなたかの質問のように、政治資金と
選挙関係の資金とを別にするというこ
とについては、概念的にはあると思
う。しかし、実質的には、今申し上げ
るように金がものを言う社会でありま
す。政治だけを隔離するということが
できないわけでありまして。こういう点
から考えまして、政治資金規正法をこ
の際選挙法と並行して、もつと本質に
触れた規正が行なえるようなものにし
ていく必要があるのではないかと。この
問題は、まだこの委員会では掘り下げ
た論議は行なわれておらぬのでありま
す。今選挙法だけをこの委員会でも取
り上げておられますが、関係法規として出
てきます。こういうことをわれわれ要
求するつもりでありまして、せつかく
の機会でありまして、きよはは労使
を代表されておる労働組合の代表、経
営者側の立場をとられる方もおいで
ありますから、これについては相当き
びしい意見があるものと思ひます。こ
の機会に御答弁を願ひたい。

○藤堂公述人 だいたいの御意見の政
治資金の問題につきましては、われわ
れといたしましては、お話の通り、あく
までも金のかからない選挙であつて、
しかも、そのやっていただきま資金
も、いわゆる民間の金をどうこうとい
うようなことでなくやっていただきま
いのが希望でございます。ただ、現状
におきまして、これがかりに一切こ
ういふ会社、法人、団体等の寄付を禁止
するといふようなことが、ほんとうに

できるのだらうかといふことを私は非
常に疑うのでございます。むしろこれ
をほんとうにおやりになつた場合には、
表面はそうなつても、失礼な言ひ分かも
しれませんけれども、極端にいへば裏
面においてはほんつと悪質なことが出て
くるのではないだらうか。全然金がな
くて政治ができるというならば、これ
はよろしいのでありますけれども、こ
れを現実的に即してみまして、私は先ほ
ど申しましたような意見を申し上げた
ようなわけでありまして、決して、金
がかかつてもいいのだ、あるいは会
社、団体等からの寄付が当然なんだと
いうことではございません。ただ、こ
ういふことよりも、われわれといたし
ましては、日本の政治がほんとうに民
主的に足をはやし、そして国民の政治
意識が高揚されて、いい政治ができる
といふことのために、われわれは率直
に申し上げれば、望んでどうこうとい
うのではないのでございまして、やは
りその政治資金を何がしかお手伝いさ
せていただくといふのが現状であり、
これはわれわれとして間違つておるこ
とではないかと考えておるわけござい
ます。しかし、これを最も望んでや
つておるといふわけではないわけござ
います。希望するところは、ただいま
のお話の通り、ないことが望ましいわ
けでありまして、現状においてむすか
しいと私は考えます。

○柳沢公述人 将来は国民のすべてが
自分の支持といひますか、信ずる政党
に入つていく。自民党を支持されたい
方は自民党に入つていく。民社党が
いいといふ方は民社党に入つていく。
そして、それぞれが党員として党費を
納め、その集約されたものでもつて

その党が選挙も戦うという姿になるべ
きだと思ひます。しかしながら、そこ
にいくには、今の日本の現状からはま
だ相当道が遠いといふことも認めなく
てはならぬと思ひます。ですから、
その過程でいろいろなきことがある。だ
が、今度の答申の中にもあります通り
に、国なり公共団体と工事の請負契約
をしたり、いろいろの交付金、補助金を
受けておる、そういう会社が選挙資金
なり政治活動の資金を出すといふこと
だけは、今度のこの改正でぜひとも禁
止するといふ方法をとつていただきた
い。以上であります。

○井堀委員 時間がありませんので、
もう一つだけ四人の方にそれぞれ簡単
にお答えをいただきたい。それは、
さつき申し上げるように、問題はやは
り、政党の近代化、民主化の問題が当
然出てくると思ひます。そこで、
で、政党を法律で規制していくか、あ
るいは現状でよろしいか、あるいは選
挙法の中で何がしかの制約を加えるよ
うな規制をつけるか、どつちがいいか
といふことが当然問題になると思ひ
ます。せつかくの機会でありまして、それ
に對する簡単な御意見でけつこうです
から、伺つておきたい。

○今沢公述人 お説の通り、金のかか
らない選挙、まことにけつこうである
と思ひます。なるほど政党法を作ると
いふことは、急速に作り、なるべく金
のかからないように、私どもも協力を
申し上げたいと思ひます。

○平林公述人 お尋ねのようなき
ことは、私みだいなしろうとはわかりま
せんので、何ともお答えできないと思
ひます。ただ、政党といふものが
れつきとした存在で、政治的に重要な
ものでありながら、法律の上では、

はつきりしていないといふことはお
かしくないのであります。そのために政
党法といふものがあつてもいいんじや
ないかと思ひます。

政治資金の問題については、私は政
党がお金を受け取るべきであらうと
思つておられます。

○柳沢公述人 選挙法で扱つか、政党
法で扱つかは、皆さん方先生方が御研
究になつていただきたいと思ひます。
私は、それはどちらでも差しつかえな
いじやないかといふふうにご考へてお
ります。

○藤堂公述人 私は、現在の選挙法に
おきましても、あるいは政府の改正法
律案におきましても、あるいは修正案
におきましても、完全なるものと考へ
ておりません。不満足でございまして、た
だ、現状においては、スムーズに国政
をやつていただく上においてこの政府
の提出案が妥当であらう、こう考へて
おるわけでありまして。

○井堀委員 けつこうです。

○加藤委員長 先ほどの小林委員の発
言中、不穏当な発言がありますれば、
速記録を取り調べの上、委員長におい
て適當な処置をいたします。

以上をもちまして、本日予定の公述
人に関する議事は全部終了いたしました。
た。

この際、公述人の皆さんに一語お礼
を申し上げます。

公述人の各位におかれましては、御
多用中、長時間にわたり、ある方は遠
隔の地より御出席をいただきまして、
貴重な御意見をお述べ下さいまして、
まことにありがとうございます。当委
員会を代表いたしまして厚く御礼を申
上げます。

昭和三十七年四月十三日印刷

昭和三十七年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局